

公務員に対する飲酒運転等を理由とした退職手当全部支給制限処分が適法とされた事例

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和6年6月27日

【事件番号】 令和4年（行ヒ）第319号

【事件名】 懲戒処分等取消請求事件（大津市事件）

【裁判結果】 破棄自判（請求棄却）

【参照法令】 大津市職員退職手当支給条例（昭和37年大津市条例第7号。令和元年大津市条例第25号による改正前のもの）11条1項1号

【掲載誌】 裁時1842号7頁、労経速2558号3頁、裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573610

金沢大学准教授 早津裕貴

事実の概要

X（原告・被控訴人＝控訴人・被上告人）は、平成3年4月にY（被告・控訴人＝被控訴人・上告人）の職員に採用され、平成29年4月以降は総務部の課長職にあり、従前の懲戒処分歴はなかった。

Xは、平成30年8月7日午後5時頃から午後10時30分頃まで、自宅からの転居を予定していたマンション（以下「本件マンション」）の一室において、同僚らを招いて飲酒を伴う飲食をし、同日午後11時頃、約5km離れた自宅に帰るため、自動車（以下「本件自動車」）に乗って運転を開始したところ、本件マンションの立体駐車場（以下「本件駐車場」）内で他の自動車（以下「被害自動車」）に接触させる事故（以下「第1事故」）を起こした。その後、直ちに本件マンションの管理人や上司等の関係者に連絡することなく本件自動車の運転を続け、道路の縁石に接触させる事故（以下「第2事故」。第1事故と併せて「本件各事故」）を起こしたが、そのまま運転して帰宅した。

Xは、翌8日朝、本件マンションに赴き、管理人に第1事故を起こした旨を伝えるなどした後、警察に通報した。Xは、警察官に対して当初、同日の朝に第1事故を起こした旨の虚偽の説明をしたが、警察官から前夜の事故ではないかと指摘を受け、その旨を認めたほか、上司に第1事故を起こしたこと等について報告し、後日、本件各事故にかかる物的損害の被害弁償を行った。

Y市長（以下「市長」）は、Xに対し、飲酒した

うえで本件自動車を運転し、本件駐車場で被害自動車に接触し、その後必要な措置をとることなく、公道を走行して帰宅したこと（以下「本件非違行為」）を理由に懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」）をしたうえ、Y職員退職手当支給条例11条1項1号（以下「本件規定」）により一般の退職手当（1620万4488円）の全部を不支給とする処分（以下「本件全部支給制限処分」）をした。

本件は、XがYを相手に、上記各処分の取消しを求めた事案である。第一審（大津地判令3・10・14 労経速2558号20頁）・原審（大阪高判令4・7・13 労経速2558号7頁）とも、本件懲戒免職処分は適法としたが、本件全部支給制限処分は違法として取消請求を認容したため、Yが上告受理申立てをした。

判決の要旨

破棄自判・請求棄却。岡正晶裁判官の反対意見がある。

1 支給制限処分にかかる判断枠組

「本件規定は、懲戒免職処分を受けた退職者の一般の退職手当について、退職手当支給制限処分をするか否か、これをするとした場合にどの程度支給しないこととするかの判断を退職手当管理機関の裁量に委ねているものと解され、その判断は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場

合に、違法となるものというべきである（最高裁判令和4年（行ヒ）第274号同5年6月27日第三小法廷判決・民集77巻5号1049頁参照。）

2 本件における評価

「Xは、長時間にわたり相当量の飲酒をした直後、帰宅するために本件自動車を運転したものであって、2回の事故を起こしていることから、上記の運転は、重大な危険を伴うものであり、「運転を開始した直後に本件駐車場で第1事故を起こしたにもかかわらず、何らの措置を講ずることもなく運転を続け、さらに、第2事故を起こしながら、そのまま本件自動車を運転して帰宅したというのであるから、本件非違行為の態様は悪質であって、物的損害が生ずるにとどまったことを考慮しても、非違の程度は重い」うえ、「本件非違行為の翌朝、臨場した警察官に対し、当初、第1事故の発生日時について虚偽の説明をしていたものであり、このような非違後の言動も、不誠実」であるほか、「本件非違行為の当時、管理職である課長の職にあったものであり、本件非違行為は、職務上行われたものではないとしても、Yの公務の遂行に相応の支障を及ぼすとともに、Yの公務に対する住民の信頼を大きく損なうものである」。

「これらの事情に照らせば、本件各事故につき被害弁償が行われていることや、Xが27年余りにわたり懲戒処分歴なく勤続し、Yの施策に貢献してきたこと等をしんしゃくしても、本件全部支給制限処分に係る市長の判断が、社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものである」といえることはできない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、公務員に対する退職手当（全部）支給制限処分の適法性について判断した2例目の最高裁判決であり、1例目の宮城県・県教委（県立高校教諭）事件・最三小判令5・6・27民集77巻5号1049頁（以下「先行最判」）が示した判断枠組を一部参照して踏襲している。また、本判決は、先行最判同様、公務員が飲酒運転のうえ、物損事故を起こした事案において、行為の悪質性を強調することで、全部支給制限処分を違法とした原審の判断を覆しており、公務員の飲酒運転事案

にかかる基本的方向性を固めつつある。

加えて、最高裁は近時、懲戒処分の局面においても、比較的重い処分（特に停職6か月という免職に次ぐ重さのもの）を違法とした原審の判断を相次いで覆し、原処分を維持する傾向を示しているところ¹⁾、本判決は、先行最判に続き、公務員に「最も重い不利益」を課す「全部」支給制限処分を是認した点において、重い処分（あるいは「制裁」）であっても処分行政庁の裁量判断を支持する傾向を退職手当の支給制限の局面でも改めて示したものである²⁾。

以下、本稿では、まず本判決が先行最判の判断枠組の一部のみを参照したことの意味（二）、また、そのあてはめ部分との関係性について検討したうえで（三）、近時の判断動向について評論することとしたい（四）。

二 判決の要旨1について

1 先行最判との異同

本判決は、公務員懲戒処分に関するリーディングケースである神戸税関事件・最三小判昭52・12・20民集31巻7号1101頁と同様の判断枠組を示した先行最判³⁾を踏襲している。立て続けに示された最高裁判決によって、当該判断枠組は確立をみたものといえよう。

他方で、本判決は、先行最判が処分行政庁の裁量を導出するうえで言及していた、退職手当の法的性格に関する理解を示した部分（「勤続報償的な性格を中心としつつ、給与の後払的な性格や生活保障的な性格も有する」）や、本判決が引用した部分に続く、公務員固有の事情を重視し得ることを示唆した部分（「公務に対する信頼に及ぼす影響の程度等、公務員に固有の事情を他の事情に比して重視すべきでないとする趣旨を含むものとは解されない」）、また、全部支給制限処分も例外的場合に限定されないことを示唆した部分（「全部を支給しないこととする場合を含め、退職手当支給制限処分をする場合を例外的なものに限定する趣旨を読み取ることはできない」⁴⁾）には言及していない。

これら判示部分は、たとえば、退職手当の法的性格については、行政実務において強調されてきた見解⁵⁾と同様の見地を示すもので、民間では支給制限を抑制する方向で作用する賃金後払い的性格が重視されるのとは異なり、支給制限を擁護する方向で作用する勤続（功勞）報償的性格を重

視する意味合いを持つなど⁶⁾、民間事案に比して、公務員事案の方が（全部）支給制限をより擁護可能であるとする方向性を示唆するものであることから⁷⁾、本判決がこれらの点も踏襲しているのが問題となる。

2 最高裁における基本的方向性の確立

この点を読み解くうえで、重要になると思われるのが、本判決に付された岡正晶裁判官の反対意見（以下「岡反対意見」）である。

岡反対意見は、退職手当につき、勤続報償的性格を中心とする理解に言及しつつも、その（全部）支給制限処分が同じ「制裁」としての性質を有する懲戒免職処分とは異なる局面であることにも留意のうえ、「給与の後払的な性格や生活保障的な性格があることに着目し、……当該退職者の勤続の功を完全に抹消するに足りる事情があったとまで評価することができるか否かにつき、慎重に検討を行うことが必要である」（下線筆者）としていた。こういった慎重な判断姿勢は、特に全部不支給の場合における適法性につき、厳格に審査される傾向にある民間の動向⁸⁾とも平仄を合わせたものと評し得るが、多数意見はこういった観点に一切言及していない。この点に鑑みると、本判決も、支給制限を擁護する方向で作用する勤続報償的性格を強調しつつ、「全部」支給制限処分であっても例外視する必要はないとした先例最判の立場⁹⁾を基本的に踏襲しているものと考えられる。

加えて、岡反対意見は、「公務員の地位の特殊性や職務の公共性が重視されることは当然であるが、……勤労者であり生活者であることも軽視されるべきではない」ともしており、これとの対比によれば、多数意見の立場については、先行最判に引き続き、公務員関係の特殊性を殊に意識していることが窺われる¹⁰⁾。

以上から、本判決も先行最判と同様、退職手当の法的性格の理解をはじめ、公務員関係の特殊性を強調する考え方を基本的には念頭に置くことで民間事案との区別を図ろうとする基本姿勢を堅持しており、退職手当支給制限処分の司法審査にかかる基本的方向性が確立されつつあるといえる。

三 判決の要旨 2 について

本判決は、まずもって本件非違行為の悪質性を殊に強調のうえ、「公務の遂行に相応の支障を及

ぼす」、「公務に対する住民の信頼を大きく損なう」といった点にも言及して全部支給制限処分を擁護している。

これと対照的であるのは、岡反対意見である。岡反対意見は、まずもって、Xが長期間勤続し、従前の懲戒処分歴がなく、課長という管理職を務めていたことなどに言及のうえ、「過去の実績ないし功績の度合いは、給与の後払的な性格や生活保障的な性格を踏まえると相応のものであって重視されるべきものと考えられるので、これを完全に抹消するに足りる事情があるか否かの検討は丁寧に行わなければならない」ことを念押ししたうえで、職務に関連した行為ではなかったこと、軽微な物損事故にとどまったことなどに言及して、「過去の実績ないし功績を完全に抹消するに足りる事情があったとまで評価することは、酷に過ぎる」として原審の判断を支持していた。

これとの対比によれば、多数意見においては、先述した公務員関係の特殊性を殊に重視する基本姿勢が、そのままあてはめにも反映されていることが窺われる¹¹⁾。同様の傾向は先行最判にもみられたところであり¹²⁾、本判決によって、——飲酒運転事案も含め、一部不支給にとどめられることも決して稀ではなかった民間事案¹³⁾とは対照的に——公務員たる地位、あるいは、退職手当における勤続報償的性格、またこれに応じた非違行為にかかる悪質性評価を殊に強調することで、「全部」支給制限処分を基本的に擁護しようとする方向性が改めて示唆されたといえよう。

四 判例の動向をどう考えるべきか？

飲酒運転という非違行為が一定の社会的非難、ひいては、刑事・行政上の制裁にも値することに疑いはない。しかし他方で、「全部」不支給という最も過酷な処分に対して、——民間事案とも平仄を合わせ——一定の歯止めをかけようとした原審あるいは岡反対意見の立場が本当に不当であったのかは問われる必要がある。

最高裁の立場に対しては、先行最判の段階から、退職手当における法的性格の混在を直視しつつ、被処分者にとって有利・不利となる諸事情を丁寧に衡量したうえで全部支給制限処分の違法判断を導いた原審あるいは第一審と比較すると、司法審査の姿勢として粗雑に過ぎるのではないかといった趣旨の批判も少なからず存在していた¹⁴⁾。

加えて、公務員の退職手当につき、民間とは異なり勤続報償的性格を中心として理解する決定的根拠は明らかではなく（かつては、当該性格を顕著に示すものとして、懲戒免職に際して一律に全部不支給とする明文規定が存在していたが〔国家公務員退職手当法旧8条1項1号参照〕、現在ではこれも改められており〔現行12条1項1号参照〕、そうであるからこそ支給制限をめぐる紛争が生じている¹⁵⁾、むしろ、その基本的制度設計においては、一貫して官民均衡の観点が重視されてきたことも看過すべきではない¹⁶⁾。

こういった中では、「公務員であるから」といった抽象的理由のみをもって官民間の格差を安易に是認する判断を最高裁が繰り返し行っているとの誹りもあながちの外れとは言い難く、今後、行政・裁判実務が短絡的な形で、「懲戒免職に際しては全部不支給を原則とする」といった——法令の意図とは明らかに異なる——方向へと収斂してしまうことが懸念される¹⁷⁾。「制裁」の観点のみに偏重することなく、退職手当の有する公務員に対する「保障」の趣旨（憲法15条2項参照）や、官民間の均衡あるいは同質性（憲法27条、28条参照）といった観点についても適切に考慮した司法判断が改めて望まれる。

●——注

- 1) 加古川市（停職処分）事件・最三小判平30・11・6判時2413＝2414号22頁、兵庫県（公立中学校教諭停職処分）事件・最一小判令2・7・6判時2472号3頁、氷見市・氷見市消防長（停職処分）事件・最三小判令4・6・14判時2551号5頁。近時の最高裁判決にかかる私見については、兵庫県（公立中学校教諭停職処分）事件に関する早津裕貴「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）28号（2021年）307頁以下、氷見市・氷見市消防長（停職処分）事件に関する同「判批」法時95巻10号（2023年）120頁以下参照。
- 2) 大橋真由美「本件判批」法教529号（2024年）120頁も参照。
- 3) 先行最判の当該判示箇所そのものが、以下に問題とするような官民間の相違を決定的に基礎づけているわけではないと考えられる点につき、先行最判に関する佐藤政達「判解」曹時76巻4号（2024年）1121～1122頁のほか、早津裕貴「判批」季労284号（2024年）27～28頁も参照。また、当該判断枠組に関連して、不利益処分に対する裁量審査の観点から検討する行政法学による比較的近時の論考として、たとえば、石森久広「退職手当支給制限処分の裁量審査——令和5年6月27日判決を受けて」行政法研究56号（2024年）81頁以下、鈴木

- 崇弘「公務員関係における裁量審査——最三小判令和5年6月27日民集77巻5号1049頁を素材として」法政研究90巻4号（2024年）1頁以下参照。
- 4) 当該判示箇所の意義については、佐藤・前掲注3）1121～1122頁、特に注15、注17および注18（1129頁以下）も参照。
 - 5) 退職手当制度研究会編著『公務員の退職手当法詳解〔第7次改訂版〕』（学陽書房、2023年）4頁以下参照。
 - 6) たとえば、早津裕貴「退職金（手当）の意義と支給制限のあり方——公務員をめぐる近時の動向から」ジュリ1607号（2025年）42頁以下、また、同44頁注20のほか、判例も含めた批判の一例として、先行最判に関する島田陽一「判批」判例秘書ジャーナル文献番号HJ100187（2023年）10頁以下、早津・前掲注3）29～30頁も参照。
 - 7) 早津・前掲注3）28頁以下参照。
 - 8) たとえば、荒木尚志『労働法〔第5版〕』（有斐閣、2022年）157頁、水町勇一郎『詳解 労働法〔第3版〕』（東京大学出版会、2023年）639～640頁のほか、土田道夫『労働契約法〔第3版〕』（有斐閣、2024年）365頁以下も参照。
 - 9) 前掲注4）も参照。
 - 10) 先行最判に関する和泉田保一「判批」新・判例解説 Watch（法セ増刊）34号（2024年）60頁、近藤卓也「判批」令和5年度重判（ジュリ臨増1597号）（2024年）35頁も参照。
 - 11) 早津・前掲注6）46～47頁も参照。
 - 12) 前掲注10）のほか、佐藤・前掲注3）1121～1122頁も参照。
 - 13) 前掲注8）のほか、飲酒運転事案として、たとえば、運送事業を営む会社のセールスドライバーが酒気帯び運転（事故無）をした場合にも約3分の1の支給を認めたヤマト運輸事件・東京地判平19・8・27労経速1985号3頁、郵便事業等を営む会社の内務業務に従事する課長代理が酒気帯び運転のうえ、物損事故を起こし、逃走した場合にも約3割の支給を認めた日本郵便事件・東京高判平25・7・18判時2196号129頁など参照。
 - 14) 一例として、石森・前掲注3）103頁以下、島田・前掲注6）17～18頁のほか、早津・前掲注3）32頁以下、中原茂樹「公務員の懲戒処分・退職手当支給制限処分と判断過程審査」法雑70巻3＝4号（2024年）91頁以下も参照。
 - 15) 前掲注6）掲記の文献を参照。
 - 16) 早津・前掲注6）43～44頁、47頁参照。
 - 17) 早津・前掲注3）34～35頁参照。

* 附記 本稿は、JSPS 科研費 JP22K01185 ならびに JP23K20569 に基づく研究成果の一部である。